

看護闘争ニュース

NO. 139

2008年6月30日

通常国会閉幕

運動は大きく前進 確保法改正あと一歩

延長された第169通常国会が、6月21日に閉会しました。

日本医労連の「医師・看護師ふやせ、看護職員確保法の改正を」の請願は、署名67万筆を越え、約半数の地方議会での意見書採択(878議会) 紹介議員も153名となり、社会的にも、国会の中でも世論を広げてきました。全国の奮闘で運動は大きく前進し、法改正に手が届くところまで到達しました。しかし、残念ながら今国会で確保法改正には至りませんでした。

数人の国会議員が厚労省との折衝を行ったり、厚労省の中でも「改正すべき。今まで改正していないのが遅すぎるくらいだ。」などの反応が寄せられるなど、法改正に「いま一歩!」と、有利に展開されていました。

しかし、「月8日の夜勤の法的規制」を盛り込んだ確保法の改正は、かつてないハードルの高い要求であったと同時に、厚労省が現在検討中の医師不足への対応としての看護業務見直し(拡大)や基礎教育のあり方、来年度から検討が始まる需給見直しなどの関連で、改正への決断を遅らせたのが要因でした。

ここまで追いつめてきた力を緩めず、確保法の改正をめざしてがんばりましょう。

民主党・社民党・国民新党などの国会審議ボイコットで、「後期高齢者医療制度廃止法案」は衆議院での審議は一度も行われないうまま、継続審議になりました。

衆議院厚生労働委員会は19日、提出された95種類(2018件)の請願のうち、13種類(465件)が採択(採択率13.7%)されただけです。参議院の厚生労働委員会では、与党が請願採択にそっぽを向き、わずか2種類しか採択されませんでした。

福田首相は、次期臨時国会の召集時期は「普通は9月になって召集するが、若干早まるのではないか」と延べ、前倒しして8月下旬に召集する意向を明らかにしています。



日本医労連の見解まとめる

「看護業務範囲の見直しに関する基本的考え方」

最近、「医師不足への対応」を理由に、看護職員など医療従事者の業務範囲を拡大し、従来「医師の診療行為」とされていたものの肩代わりを、そして、「看護師不足への対応」などを理由に、看護業務の補助者や医療関係職種への委譲の動きが急速に強まっています。

看護のあり方や看護現場の業務にも大きな影響を与える問題でもあるため、日本医労連として「基本的な考え方」をまとめました。

内容は

1. 業務範囲を考える上で前提にすべき基本的視点
2. 業務範囲の拡大見直しの動きをどう考えるべきか
3. ベッドサイドケアの安易な委譲は許されない
4. ナースプラクティショナーをどうみるべきかでまとめています。

「2年課程通信制の問題点と当面する改善要求」

2年課程通信制がスタートして、5年が経過しました。学校は、22校になり、今年国家試験合格者も3285名が合格し、看護師の道を歩みだしています。

しかし、過酷な看護労働をしながら学ぶことの困難性から問題点も指摘され、制度発足から5年の経験と現状を踏まえ、改善の方向と要求を整理しました。

1. 5年間の実践で明らかになったこと
 2. 改善をすすめるべき基本的な方向性と課題
 3. 国に対する具体的な要求項目
- でまとめています。

職場で討議を行い、意見を寄せてください。



岩手県医療局労働組合

一方的協定破棄をのりこえ

夜勤は「月8日以内を基本」の協定を締結

岩手県医療局は、今年3月、過去20年にさかのぼり、17の労働協約・確認書を一括破棄すると通告。「月8回夜勤協定」についても、06年診療報酬改定で、夜勤時間帯労働が72時間になったことなどを理由に、「72時間夜勤ができるようになったから、夜勤協定を破棄する」と、はなはだしく誤った認識で、夜勤協定の一方的破棄を強行しようとしていました。

全国からの抗議電を背景に、岩手県医労の粘り強い追及で、6月23日新しい夜勤協定を締結しました。

県医労は、職員募集事項に「看護師の労働条件」として「夜勤月8回以内」が抜け落ちている問題を追及。「看護職員確保」のため、初めて東京でも採用試験をおこなうのに、一番のアピールポイントである「月8日夜勤」を明記しないのは、8日夜勤軽視の姿勢の現れだとして、厳しく追及しました。結果、夜勤協定締結とともに、「ホームページなどでも知らせていく」と回答しました。

新夜勤協定では、8日があくまで1人の看護師等の夜勤回数であることを確認しました。



夜勤回数に関する労働協約

岩手県医療局と岩手県医療局労働組合は、病院に勤務する看護師及び准看護師の夜勤回数に関して、次のとおり労働協約を締結する。

1. 夜勤回数は、月8回以内を基本とする。
2. この協約の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、岩手県医療局及び岩手県医療局労働組合の一方から相手方に対して、この協約の改廃についての意思表示がないときは、有効期限満了後さらに1年間自動的に更新するものとし、以後同様とする。

平成20年6月23日

岩手県医療局 医療局長 田村 均次
岩手県医療局労働組合中央執行委員長 佐々木茂喜